

白山都市計画土地区画整理事業の決定（白山市決定）

白山都市計画 白山市柴木町土地区画整理事業を次のように決定する。

名	称	白山市柴木町土地区画整理事業
面	積	約 14.6ha
公共施設の配置	概 要	
	道 路	白山市部入道町土地区画整理事業補助幹線道路に接続する幅員 12.0mの補助幹線道路をL型に配置する。補助幹線道路を中心に、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6.0～9.0mの区画道路を配置する。
	公園及び緑地	公園は地区面積の3%以上を確保し、街区公園を配置する。
	その他の公共施設	宅地及び道路の計画に沿った水路及び雨水調整池の整備を図る。
宅地の整備		既存集落を取り囲むように幹線道路や区画道路を整備し、周辺の土地利用との調和を図りながら、利便性の高い生活を送ることのできる良好な住宅地及び工業地を配置する。街区の規模は長辺 96～120m、短辺 38～40mを標準とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、鶴来町柴木第一土地区画整理事業(平成7年完了)の延伸であり、西側には準工業地区に隣接している。

近隣には保育園や小中学校など文教施設、スーパーやドラッグストアなど商業施設も立地している。また、国道157号線や加賀産業道路も近く、交通利便性が高い地区である。

近年では当地区周辺の人口増加・住宅需要の状況を受け、新たな住宅市街地の整備が進んでいる。

住居系、工業系の用途の混在を避けるゾーン配置を行い、計画的な市街地を形成するために土地区画整理事業を施行し、都市基盤の整備、無秩序な市街化の防止、良好な住宅地の供給及び住環境に配慮した工業用地の整備を図る。